

少年事件被害者の少年事件手続への関与等に関する規定

2000年（平成12年）3月

日本弁護士連合会

少年事件被害者の少年事件手続への関与等に関する規定

目次

はじめに	1
第1 被害者通知制度	1
1 警察段階及び検察段階（家庭裁判所送致前）	1
(1) 請求による通知	1
(2) 必要的通知	2
(3) 通知の時期	2
(4) 通知にあたっての留意事項	2
(5) 通知の方法	2
(6) 被疑少年の弁護人との関係	2
(7) 例外	2
2 家庭裁判所段階	2
(1) 請求による通知	2
(2) 必要的通知	3
(3) 通知にあたっての留意事項	3
(4) 通知の方法	3
(5) 付添人との関係	3
(6) 例外	3
第2 少年事件記録の開示	4
第3 被害者の意見表明	5
1 警察及び検察段階	5
2 家庭裁判所段階	5
第4 少年事件協議（被害者・少年等協議プログラム）	6
1 制度趣旨	6
2 「少年事件協議あっせんセンター」（仮称）による少年事件協議	6
3 家庭裁判所調査官による少年事件協議	6
4 秘密保持	6

はじめに

- 1 日本弁護士連合会は、1999年10月22日に「犯罪被害者に対する総合的支援に関する提言」を発表した。同提言は、提言の趣旨として「1. 日本弁護士連合会は、犯罪被害者基本法要綱案に基づき、犯罪被害者基本法を策定し、立法化に向けて取り組みを推進する。2. 日本弁護士連合会は、犯罪被害者の被害回復と支援を目的をして、下記の取り組みを行う。①犯罪被害者支援制度に関する総合的な調査、研究、②単位弁護士会の犯罪被害者支援相談窓口の開設と運営の支援、③民間支援組織等との協力関係の構築、④法務省・検察庁、裁判所、警察庁との連絡・協議、⑤国会、各政党への要請」としている。
- 2 この「犯罪被害者基本法要綱案」は9項で「この法律に基づく施策を行うにあたって、被疑者及び被告人の権利を不当に制限することがあってはならない。特に、少年事件に関しては、少年の保護、更生を目的とする少年法の理念を尊重しなければならない」としている。同項の解説では「少年事件の場合、人格の可塑性が高いこと等から、再犯防止を主たる目的とするため、審判の過程でその家庭環境や生育歴も問題とされる。そのため、少年審判においては特にそのプライバシーを保護する必要性が高く、被害者に対する通知の時期や内容、閲覧・謄写を認める記録の範囲やその時期、被害者の意見表明の方法等については、今後十分検討する必要がある、犯罪被害者の少年事件手続への関与等に関しては特則的規定の制定を含めて、慎重な対応が要求される」としている。
- 3 少年法は少年の立ち直りの支援を理念とするものであるが、その理念を実現するためには被害の実情や被害者の心情をできるだけ知り、被害への認識を深め、少年の内省をうながすことが重要である。

この観点から「少年事件被害者の少年事件手続への関与等に関する規定（案）」を提言するものである。

第1 被害者通知制度（注1）

1 警察段階及び検察段階（家庭裁判所送致前）

（1）請求による通知

犯罪被害者又はその法定代理人（被害者が死亡した場合においては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹）若しくは弁護士である代理人（以下「被害者等」という）に対しては、請求により次の内容を通知する。

①被疑少年の氏名・年齢

但し、被疑少年の健全育成の観点から、法定代理人の氏名にとどめる場合が

ある。

②被疑少年の逮捕・勾留の事実

③捜査の状況

④被疑少年の送致先検察庁及び送致年月日

⑤被疑少年の送致先家庭裁判所及び送致月日

(2) 必要的通知

殺人、強姦、交通死亡事件等の重大な身体被害が発生した事件の被害者又はその法定代理人（被害者が死亡した場合には、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹）については、前項の①②④⑤の事項を、請求をまたずに通知する。

(3) 通知の時期

被疑少年が逮捕された以降とする。

但し、必要的通知事件については、少年が逮捕又は在宅で被疑者として取調べを受けた以降とする。

(4) 通知にあたっての留意事項

非行事実の内容及び加害者が確定しているわけではないこと（無罪推定原則）等、司法手続上の原則を合わせて説明するとともに、通知内容を第三者に漏洩しないように告知する。（注2）

(5) 通知の方法

通知は、口頭又は文書その他適宜の方法により行う。

(6) 被疑少年の弁護人との関係

1) 被疑少年に弁護人がある時は、弁護人の氏名・連絡先を同時に通知し、被疑少年への連絡は弁護人を通じて行うように求めるものとする。

2) 通知を行った場合は、通知を行った事実を弁護人に連絡するものとする。その際に、通知を行った相手方の同意を得て、相手方の氏名等を弁護人に連絡するものとする。

(7) 例外

少年の健全な育成を著しく害するおそれ又は被害者からの報復等著しく不都合が生じるおそれのある場合には通知を行わないものとする。

2 家庭裁判所段階

(1) 請求による通知

家庭裁判所は、被害者等からの請求により、次の内容を通知する。

①少年及びその法定代理人の氏名及び住所

②家庭裁判所における手続の概要(注3)

③審判期日

④観護措置の有無

⑤審判結果

ア 決定の主文及び理由の要旨

イ 少年院送致の場合の少年院（注4）

(2) 必要的通知

殺人，強姦，交通死亡事件等の重大な身体被害が発生した事件の被害者又はその法定代理人（被害者が死亡した場合においては，その配偶者，直系の親族又は兄弟姉妹）については，上記の①②③④⑤の事項を，請求をまたずに通知する。

(3) 通知にあたっての留意事項

通知内容を第三者に漏洩しないように告知する。（注2）

(4) 通知の方法

通知は，口頭又は文書その他適宜の方法により行う。

(5) 付添人との関係

1) 少年に付添人がある時は，付添人の氏名・連絡先を同時に通知し，少年への連絡は付添人を通じて行うように求めるものとする。

2) 通知を行った場合は，通知を行った事実を付添人に連絡するものとする。その際に，通知を行った相手方の同意を得て，相手方の氏名等を付添人に連絡するものとする。

(6) 例外

少年の健全な育成又は関係者のプライバシーを著しく害するおそれ又は被害者からの報復等著しく不都合が生じるおそれのある場合には通知を行わないものとする。

(解説)

1 犯罪被害者基本法要綱案6項③アは「犯罪被害者が，関係機関から，当該事件に関する刑事手続等の進行状況に関する通知，説明を受けられるようにすること」としている。

本項は，少年事件について，少年法の理念を前提にして，少年事件被害者に対する通知制度を提言するものである。

通知する機関＝ 事件が家庭裁判所に送致される前は警察・検察，その後は家庭裁判所が行う。

対象事件 ＝ 被害者等から請求があった全事件とする。

但し，重大な身体被害が発生した事件については，被害者等の請求を待つことなく，各機関から必要的に通知することにした。

通知内容 ＝ 事件が家庭裁判所に送致される前は，被疑少年の嫌疑が必ずしもいまだかたまっていないことと少年法の理念に照らし，被疑少年の住所は通知しないことにした。

通知時期 = 裁判所による令状審査を経ていることを考慮して、被疑少年が逮捕された以降とした。

但し、必要的通知事件については、在宅であっても被疑者として取調べを受けた以降に通知することとした。

- 2 具体的な制度化にあたっては、義務に違反して通知内容を第三者に漏洩した場合の処置等も検討する必要がある。
- 3 家庭裁判所における手続の概要には、少年審判手続の流れ、無罪推定原則、被害者の記録閲覧権、被害者の意見表明の機会、保護処分の種類等である。
- 4 少年院の退院時期等の情報の通知については、今後の検討課題とした。

第2 少年事件記録の開示（注1）

- 1 被害者等は、民事訴訟の提起の準備等特別の必要が存在する場合は、家庭裁判所に対し、確定した法律記録の閲覧又は謄写を求めることができる。（注2）（注3）
但し、少年の健全な育成又は関係者のプライバシーを著しく害するおそれがあると認められる部分を除く。
- 2 被害者等は、謄写をした記録及び閲覧又は謄写により知り得た事項を目的外に使用してはならない。（注4）

（解説）

- 1 犯罪被害者基本法要綱案6項③イは「犯罪被害者が、その被害を回復するために、可能な限り早期に、刑事事件等の記録を閲覧・謄写できるようにすること」としている。
本項は、少年事件について、少年法の理念を前提にして、少年事件被害者に対する少年事件記録の開示制度を提言するものである。
- 2 「確定した法律記録」に限定すべきである。
社会記録は、少年の要保護性についての判断資料として作成されているため、少年の生育歴や調査官の調査結果、鑑別結果等が記載されており、少年の健全な育成又は少年及び関係者のプライバシーを著しく害するおそれがあるので、非開示とした。
伝聞証拠排除原則が適用されない少年審判ではあるゆる伝聞証拠が提出されていることから裁判所の判断の結論が出る前に開示することは適切ではないこと、及び少年審判の期間が比較的短期であることから、「確定後」とした。
- 3 現行少年法は少年自身には法律記録の閲覧・謄写を認めていない。被害者等に閲覧・謄写権を認める前提として、少年自身にも閲覧・謄写権を認めるべきである。
- 4 記録の目的外使用禁止を明記した。
具体的な制度化にあたっては、義務違反があった場合の処理等も検討する必要がある。

第3 被害者の意見表明（注1）

1 警察及び検察段階

被害者が警察官・検察官に対し、被害の実情や影響等についての意見を供述した場合は、供述を受けた警察官及び検察官は、その内容を供述調書としてまとめるものとする。（注2）（注3）

2 家庭裁判所段階（注4）（注5）

（1）被害者の申出があれば、家庭裁判所の調査官は、書面または面接等の方法により被害者の被害の実情や影響等についての意見を聴取するものとする。（注6）

調査官は聴取した内容を社会記録に記載する。

（2）被害者の意見を聴取した内容は少年、その法定代理人及び付添人に通知する。また、付添人は前項の意見を記載した社会記録を閲覧できるものとする。

（解説）

1 本項は、少年事件について、少年法の理念を前提にして、少年事件被害者の意見表明制度を提言するものである。

2 わが国の犯罪捜査においては、犯罪被害者は、これまでの捜査の客体の一つとして扱われ、プライバシーの侵害等の二次被害を受けることが少なくなかった。犯罪被害者は、捜査の過程においても敬意と共感をもって遇されなければならない。捜査機関に対して自己が被った損害の内容や精神的な打撃及び被害感情について十分に意見を表明する機会を与えられなければならない。少年事件の被害者は、審判傍聴権が認められず、記録の閲覧・謄写も事件の確定後となるから、捜査段階において、被害者が被害の実情や心情等を供述した場合には、捜査機関はその内容を記録して家庭裁判所に送付する義務を明定した。

3 被害者の意見表明には弁護士代理人が立ち会うことができることとする。被害者への弁護士の援助を保障するために、早い段階から弁護士が被害者に付く制度が重要であり、その実現を直ちに検討する必要がある。

4 被害者の証人尋問

被害者が「証人」として証人尋問されることはありうる。

性犯罪被害者や年少者等証人が少年の面前では圧迫を受け十分な供述ができない場合や証人の情操保護が必要な場合は、少年を一時退席させた上、付添人立会いの下で証人尋問を実施することもありうる（刑事訴訟法304条の2準用）。この場合は、少年を再度入席させた際、退席中の証言要旨を少年に告知し、証人等を尋問する機会を与える措置が必要である。

なお、当連合会は、少年審判における少年の証拠調請求権の確立を求めている。

5 非公開原則について

少年審判は、発達途上にある少年の立ち直りをめざして行われるのであり、少年の抱えている問題点（要保護性）を明らかにし、その改善方法を明かにするためには少年の性格、全生活史のみならず、その家族のプライバシーに関わる事項も詳細に明かにする必要がある。そのような事項を調査・審判において少年や保護者に率直に述べてもらうため、また関係者の協力を得るためにも、手続の秘密性が必要不可欠であり、このような要請を満たすため、審判の非公開原則が必要である。この原則は、諸外国にほぼ共通した原則であり、少年保護手続に本質的な要請である。従って、被害者の権利としての審判傍聴は認められない。

6 ここでの意見聴取は、少年及び付添人がいない審判期日外の聴取を予定しているので、聴取するのは裁判官ではなく調査官とした。事案によっては、被害者からの意見聴取を別の調査官に担当させるという運用も検討されて良い。

なお、少年審判規則29条は、少年の親族、教員その他相当と認める者に在席を許すことができるとしている。従って、裁判官が少年の更生に必要と認めた場合は、被害者の在席を認め、その意見を求めることができると解する。この趣旨を、法ないし規則で明確にすることも検討をして良い。この場合、少年に付添人が選任されていることが不可欠である。

第4 少年事件協議（被害者・少年等協議プログラム）（注1）（注4）

1 制度趣旨

少年事件協議は、被害者と少年及びそれぞれの親族等の協議を通じ、被害者が当該非行による被害を回復し、少年の被害者に対する責任の自覚を深めることを目的とする。

2 「少年事件協議あっせんセンター」（仮称）による少年事件協議（注2）

（1）被害者及び少年は、少年事件協議あっせんセンターに対して少年事件協議のあっせんで依頼することができる。少年事件協議あっせんセンターは、事案が適切で、被害者及び少年双方の同意がある場合には、少年事件協議を開始する。

（2）少年事件協議は、対話的手法によって進められなければならない。

3 家庭裁判所調査官による少年事件協議（注3）

家庭裁判所調査官は、少年が非行事実を争わず、かつ、事案が適切である場合は、被害者及び少年双方の同意を前提として、少年事件協議を試みることができる。

4 秘密保持

協議に参加した者は、協議の場で知り得た情報を漏洩してはならない。

(解説)

1 この協議を効果的に行うためには、この協議を主宰する機関とは別に、被害者の精神的ケア、経済的、法的支援を専門に行う被害者サポートセンター（仮称）の存在が不可欠である。

2 「少年事件協議あっせんセンター」（仮称）の組織の性格（国家機関か民間機関か）、設置場所、構成等については、今後の検討課題である。

構成メンバーとしては、精神・心理の専門家、家庭裁判所調査官、保護観察官、少年院の教官、地域住民等が考えられる。

また、専門性と市民参加の関係も検討を要する。

いずれにしても、公費により新たな組織を創設する必要がある。

3 家庭裁判所調査官は、少年が非行事実を争わず、かつ事案が適切な場合には、少年事件協議を行うことができることを明記した。家庭裁判所調査官による少年事件協議は、家庭裁判所調査官の大幅増員を図りつつ、現行法でも可能であると考えられる。

なお、保護観察所や少年院においても、適切な事案について、被害者及び少年双方の同意を前提として、少年事件協議を試みることを検討してよいであろう。但し、協議の仲介者として保護観察官や少年院の教官等の人的態勢を確保できるのか、さらに言えば、保護観察官や少年院教官が協議の仲介者として相応しいのかという根本的な議論もある。

いずれにしても、現行の機関を活用する方法は、「少年事件協議あっせんセンター」が確立するまでの過渡的な措置として位置付けられる。

4 少年事件手続への少年事件被害者の関与等の制度化はきわめて重要であり、早急に実現されるべきものである。

しかし、少年事件被害者の被害回復と社会復帰のための諸施策の中で少年事件手続の改革はその一部にすぎない。被害者に対する精神的、経済的、法的支援を含む総合的対策が求められているのであり、そのためには一日も早く犯罪被害者基本法を制定し、その内容を実現することが肝要である。